⑺　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑻　二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入に関し、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たすこと。
⑼　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒208―0011　東京都武蔵村山市学園４―７―１　国立感染症研究所総務部業務管理課会計係　電話042―848―7006
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成27年12月16日10時30分　国立感染症研究所村山庁舎集会室
⑶　入札書の受領期限　平成28年２月１日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成28年２月２日14時00分　国立感染症研究所村山庁舎集会室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahiko Kori Administration Department, Murayama Branch, National Institute of Infectious Diseases
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity used in National Institute of Infectious Diseases contract 2,050kW. The estimated electricity 10,969,866kWh
⑷　Delivery period : From 1 April 2016 through 31 March 2017
⑸　Delivery place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B, or C on “sale of products” in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015
④　prove to have no false statement in tendering documents
⑤　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑦　have permission to be a general electric enterprise in accordance with article 3, section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with article 16-2, section 1 of the same law
⑧　fulfill the requirement Mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2
⑨　Are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract
⑺　Time-limit for tender : 17 : 00 February 2, 2015
⑻　Contact point for the notice : Procurement Section, Accounting Division, National Institute of Infectious Diseases, Gakuen 4―7―1, Musashimurayama-shi, Tokyo 208―0011, Japan TEL 042―848―7006

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年12月10日
分任支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部業務管理課長　郡　　正彦
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達件名及び数量
国立感染症研究所村山庁舎で使用するガス
契約最大時間流量　400㎥／h
年間使用予定ガス量　1,663,000㎥
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　平成28年４月１日から平成29年３月31日
⑸　履行場所　分任支出負担行為担当官が別途指定する場所。
⑹　入札方法　入札金額は単価に予定数量を乗じた金額の合計を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（１円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑷　平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　ガス事業法第３条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の７の２第１項の規定に基づき一般ガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の９第１項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。
⑻　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。